

郡山市子どもの学習・生活支援事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱

令和2年6月8日制定

令和3年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

[保健福祉部保健福祉総務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市子どもの学習・生活支援事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織する。

- 2 委員は、保健福祉部長、保健福祉部次長、保健福祉総務課長、生活支援課長、こども家庭課長及び学校教育推進課長とする。
- 3 委員は、公務等の理由により、審査委員会に出席できない場合、各所属内の職員に審査を委任することができるものとする。
- 4 委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を行った日までとする。

(委員長の職務等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の時は委員長が決定する。
- 4 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。